

東大阪市感染症予防計画（R6.4.1施行）の概要

- 【**法的根拠**】感染症法改正により、保健所設置市は、基本指針及び大阪府感染症予防計画に即して、新たに予防計画を策定することが義務付けされた。
- 【**目的**】次の感染症の危機に備えるため、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化し、数値目標を掲げることで感染症対策の一層の充実を図る。
- 本計画は、市独自で策定するものではなく、府計画と整合性を図るとともに、「保健所の体制確保」等についての実行性を高めるための実務マニュアルの位置づけとなる「健康危機対処計画」や「新型インフルエンザ等行動計画」等の関係計画と連動して計画を推進していく。

	予防計画項目	平時	新興感染症の発生及びまん延時		
発生予防・まん延防止	第 1	◎ 感染症発生動向調査、感染症の届出の周知徹底 ・調査の実施と感染症等に関する情報の収集・分析・公表体制の整備、電磁的な方法による届出の周知 ◎ 感染症対策部門と各関係部門等との連携 ・食品・環境・動物衛生部門や関係機関等と連携した対策の実施 ◎ 予防接種に関する正しい知識の普及	◎ 患者情報等の公表等 ・個人情報等を考慮した患者情報の公表（一類感染症及び新興感染症は府で一元化して公表） ◎ 積極的疫学調査、対人・対物措置 ・流行状況把握、感染源や感染経路の究明、検体の採取、健康診断、就業制限、入院勧告や建物への立入制限等 ◎ 感染症対策部門と各関係部門等との連携 ◎ 国・府の指示に従って臨時の予防接種		
病原体の情報収集等	第 2	◎ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査、研究 ・保健所、地衛研等と連携した、感染症対策に必要な情報収集、疫学的な調査、分析及び研究 ・地衛研における感染症及び病原体等の試験検査、情報収集、調査、研究、分析等 ・市内医療機関において電磁的方法による届出の活用			
検査の実施体制等	第 3	◎ 地衛研等における検査体制の整備と検査機能の向上 ・地衛研での人員確保等の体制整備の実施・支援、研修・訓練や検査機器等の設備整備、検査試薬等の確保等 ・府が検査措置協定を締結した民間検査機関又は医療機関との検査措置協定の状況確認 ※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、府において、医療機関や民間検査会社等と検査措置協定を締結 ◎ 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築、関係機関との連携	◎ 地衛研等による検査の実施 <table><tr><td>数値目標</td><td>検査の実施能力：1 3 8 件／日 地衛研等における検査機器の数：2 台</td></tr></table>	数値目標	検査の実施能力：1 3 8 件／日 地衛研等における検査機器の数：2 台
数値目標	検査の実施能力：1 3 8 件／日 地衛研等における検査機器の数：2 台				
医療提供体制	第 4 ※府で一元化して協定締結	◎ 一般医療機関における医療提供 ・一般の医療機関における感染症医療提供体制確保に向けた関係機関等との連携等 ※新興感染症については、その発生及びまん延に備え、府において、医療機関と医療措置協定を、宿泊事業者と宿泊施設確保措置協定を締結。個人防護具の備蓄についても医療機関と措置協定を締結。医薬品の備蓄等についても情報共有。 ◎ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院関係団体等の関係団体との有機的な連携	◎ 新興感染症の発生及びまん延時における医療の提供 ・府と連携した入院調整（発生当初）や、関係機関等との連携等 ・府において、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制、当該感染症の後方支援体制の迅速な確保 ◎ 臨時の医療施設等の設置・運営の検討、救急医療体制の整備 ・府による受入病床不足時等における臨時の医療施設等の検討等		
療養生活の環境整備		◎ 医療機関との医療提供に係る協定締結 ・府における平時からの協定締結による計画的な体制整備（第二種協定指定医療機関として指定	◎ 自宅療養者等への医療の提供等 ・府知事要請による自宅・宿泊療養者や高齢者施設等及び障がい者施設等へのオンライン・往診等の医療提供 ◎ 生活支援等の体制整備、相談体制や外来受診体制の整備等		
移送		◎ 関係機関等と連携した移送体制の整備 ・民間救急等や消防機関との移送に係る協議、申し合わせ等 ・患者の移送訓練等の実施			
人材の養成・資質向上	第 4 第 5 第 6 第 8 第 9	◎ 感染症に関する人材の養成・資質の向上 ・保健所や地衛研等における職員等への感染症に係る各種研修の実施等 ・地域ネットワークの活用による医療機関等との連携強化、保健所や医療機関等による研修支援等 ・医療機関等は平時から研修や訓練を実施	<table><tr><td>数値目標</td><td>研修や訓練の実施又は参加の回数：年 1 回以上 対象：感染症有事体制に構成される市職員及び関係職員、保健所職員</td></tr></table>	数値目標	研修や訓練の実施又は参加の回数：年 1 回以上 対象：感染症有事体制に構成される市職員及び関係職員、保健所職員
数値目標	研修や訓練の実施又は参加の回数：年 1 回以上 対象：感染症有事体制に構成される市職員及び関係職員、保健所職員				
保健所の体制の確保	第 9 第 1 0	◎ 保健所の体制確保 ・保健所における人員体制の確保、機器等の整備や外部委託、ICTの活用等を通じた業務の効率化の検討 ◎ 保健所への応援体制の整備 ・応援対象職員を含めた感染症等に関する研修・訓練やIHEAT要員の確保 ・応援職員やIHEAT要員等の保健所への配置・人材派遣等	<table><tr><td>数値目標</td><td>保健所における流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 1 7 7 人</td></tr></table>	数値目標	保健所における流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 1 7 7 人
数値目標	保健所における流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 1 7 7 人				
緊急時における感染症のまん延防止等		◎ 関係機関との連携体制の構築 ・国や府等との連絡体制の確保 ◎ 一類感染症等の発生及びまん延に備えた対応 ・マニュアル等の整備や特措法に基づく行動訓練等の実施	◎ 対策本部等の設置 ・危機管理対策本部の設置により、新興感染症への対応に当たり、全庁の総合対策を講じる。 ・上記本部の有無にかかわらず、保健・医療・福祉分野において、緊急的な対応を講じる必要がある場合は、感染症健康危機対策業務検討会議を活用		
普及啓発等	第 1 1	◎ 市民への正しい知識・情報の発信と差別等の解消、相談体制の整備 ・市民への感染症予防に関する啓発や知識の普及、差別等の解消の取組み、相談体制の整備			
施設内感染等の防止	第 1 2	◎ 医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等での感染予防や拡大防止 ・医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等への知見等の共有や予防対策の周知等による支援 ・医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等における感染対策の実施等	◎ 医療機関、高齢者施設等及び障がい者施設等への感染症発生・拡大防止の対策強化 ・医療機関による地域の医療機関のネットワークを活用した感染症の発生・拡大防止の対策 ・保健所による高齢者施設等や障がい者施設等への感染制御に係る支援		